

クーリング・オフ通知の記載例

<販売会社宛て>

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社××× □□営業所
 担当者 △△△△氏

支払った代金〇〇円を速やかに返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日

(契約者住所)東京都府中市〇〇町〇丁目〇番地の〇
 (契約者氏名) 〇〇 〇〇

<信販(クレジット)会社宛て>

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社名 株式会社××× □□営業所
 信販会社 △△株式会社

令和〇〇年〇月〇日

(契約者住所)東京都府中市〇〇町〇丁目〇番地の〇
 (契約者氏名) 〇〇 〇〇

訪問販売お断りシールを ご活用ください

悪質な訪問販売の被害を防ぐために、「訪問販売お断りシール」を配布しています。ご自宅の玄関や電話機のそばに貼ってご活用ください。

▽配布場所 消費生活センター、市役所1階市民相談室・4階産業振興課、各文化センター、市政情報センター、中央図書館



▲訪問販売お断りシール

府中市 消費生活だより

No.42 令和2年9月発行

編集・発行
 府中市生活環境部
 産業振興課
 消費生活センター
 〒183-0023 府中市宮町1-100
 TEL042(360)3316

知っていますか?! クーリング・オフ制度 ~この契約、取消しできる?~

私たちは日常生活の中で、様々な契約をしています。例えばお店で、あなたが「これをください」と申し込み、店員が「はい、ありがとうございます」と承諾すれば、売買契約が成立します。

いったん結ばれた契約は、お互いに守らなければならない、原則として一方の都合だけで勝手にやめることはできません。

しかし、訪問販売や電話勧誘など特定の条件の下で成立した契約の場合には、一定期間内であれば無条件で消費者側から解除できる制度があります。これがクーリング・オフ制度です。

今号では、クーリング・オフ制度の基礎知識を紹介します。



消費生活センター休館日のご案内

2020年 9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2020年 10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2020年 11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2020年 12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。

問合せ先
 府中市生活環境部産業振興課
 消費生活センター
 TEL 042-360-3316
 FAX 042-351-4605
 Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

府中市消費生活センター

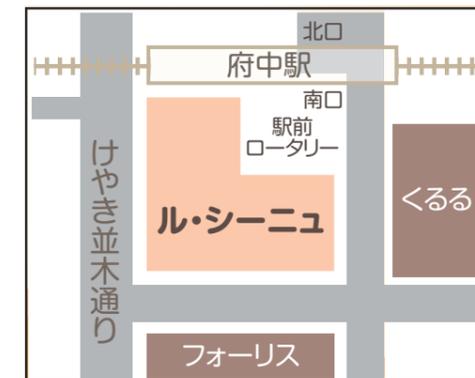
相談専用 ☎042-360-3316

相談時間 月～金曜日(祝日・休館日除く)
 午前10時～正午/午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

対象者 市民、市内在勤・在学の方

相談方法 電話、または来所



クーリング・オフができる取引

訪問販売や電話勧誘販売など不意打ち的な勧誘による契約、連鎖販売取引(マルチ商法)といった内容が複雑で理解しにくい契約、エステや学習塾など継続的に提供されるサービスなど、クーリング・オフができる取引は法律や約款^{※1}などで定められています。

※1 あらかじめ定型的に定められた契約条項。



クーリング・オフができる期間

クーリング・オフができる期間は、訪問販売では契約書または申込書(書面)を受け取った日を含めて8日間、連鎖販売取引では書面を受け取った日(商品の引き渡し日が後の場合はその日)を含めて20日間など、取引形態によって異なります。



特定商取引法によるクーリング・オフ

取引形態	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での契約、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠(SF)商法	書面を受け取った日を含めて8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘を受けた商品購入やサービス提供の契約	書面を受け取った日を含めて8日間
特定継続的役務提供	エステ、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	書面を受け取った日を含めて8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	書面を受け取った日(商品の引き渡し日が後の場合はその日)を含めて20日間
業務提携誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	書面を受け取った日を含めて20日間
訪問購入	業者が訪問し物品を買い取る契約	書面を受け取った日を含めて8日間

クーリング・オフができない例

- 店舗での通常の購入…お店で洋服を買ったが、サイズが合わないので返品したい。
- 通信販売^{※2}…インターネット・テレビ・カタログショッピングなどで購入したが、イメージが違ったので返品したい。

※2 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。通信販売の返品特約がある場合には、特約に従うことになります。特約がない場合は、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、返品費用を消費者が負担のうえ返品することができます。

- 特定商取引法でクーリング・オフが適用されない取引
 - ・ 訪問販売・電話勧誘販売で3,000円未満の現金取引…商品を受け取って代金を全額支払っている場合
 - ・ 使用した消耗品…化粧品や健康食品など政令で定める消耗品で、使用した場合
 - ・ 自動車、葬儀など…自動車の購入・リース、葬儀の契約など

クーリング・オフの手続き方法

- クーリング・オフ通知は書面(はがきなど)で、販売会社の代表者宛てに特定記録郵便や簡易書留など発信記録が残る方法で送ります。この場合、事前に必ず書面(はがきの両面)のコピーを取っておきましょう。
- 個別クレジット契約^{※3}をしている場合は、販売会社の他に信販(クレジット)会社にも通知します。

※3 商品を購入するたびにクレジット契約の申込書を作成する方式の契約。

<記載例次ページ>

- 商品の返品費用は販売会社の負担となります。
- 関係書類は5年間保管しておきましょう。



分からない点などは、消費生活センターにご相談ください